

○草津市情報化推進懇話会開催要綱

令和2年4月1日

告示第116号

(設置)

第1条 市長は、草津市情報化推進計画の取組を推進するための意見、助言等を求めるため、草津市情報化推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会の委員は、8人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 行政関係者
- (3) 企業関係者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 草津市情報化推進計画の推進に関すること。
- (2) 草津市情報化推進計画に位置付ける実行計画の策定、実績把握および見直しに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に、座長および副座長を置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部経営戦略課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。